

本渡衛生センターの維持管理に関する情報（3ヵ年分）

更新日

H29. 4. 14

【1】受け入れをした一般廃棄物の種類と数量

単位：KL

結果年月	H28. 4	H28. 5	H28. 6	H28. 7	H28. 8	H28. 9	H28. 10	H28. 11	H28. 12	H29. 1	H29. 2		累計
し尿	573	540	555	542	572	498	539	520	644	358	80		5,420
浄化槽汚泥	870	949	1,042	1,011	907	905	1,051	989	959	617	0		9,299
結果年月	H27. 4	H27. 5	H27. 6	H27. 7	H27. 8	H27. 9	H27. 10	H27. 11	H27. 12	H28. 1	H28. 2	H28. 3	累計
し尿	646	527	645	593	613	536	585	538	721	467	569	586	7,026
浄化槽汚泥	926	1,040	982	1,005	881	876	997	948	945	808	893	1,009	11,309
結果年月	H26. 4	H26. 5	H26. 6	H26. 7	H26. 8	H26. 9	H26. 10	H26. 11	H26. 12	H27. 1	H27. 2	H27. 3	累計
し尿	624	568	577	632	602	539	605	526	676	498	553	541	6,941
浄化槽汚泥	913	984	1,016	987	862	878	1,053	892	920	841	848	1,002	11,196
結果年月	H25. 4	H25. 5	H25. 6	H25. 7	H25. 8	H25. 9	H25. 10	H25. 11	H25. 12	H26. 1	H26. 2	H26. 3	累計
し尿	613	602	586	575	625	563	600	559	712	542	608	536	7,121
浄化槽汚泥	919	1,069	899	948	888	865	1,008	937	875	900	783	990	11,080

■大気汚染防止法施行規則第15条

【2】排ガス分析検査（年2回）		採取年月日	H28. 12. 22	H28. 10. 31	H28. 3. 16	H28. 1. 13	H27. 2. 9	H26. 3. 26
検査項目	排出基準	結果年月日	H29. 1. 6	H28. 11. 12	H28. 3. 22	H28. 1. 23	H27. 2. 17	H26. 3. 28
	単位	場所	乾燥炉	乾燥炉	乾燥炉	乾燥炉	乾燥炉	乾燥炉
硫黄酸化物濃度	※	m ³ /h	※排出基準	5. 1	5. 1	5. 1	5. 1	5. 1
			結果	0. 025	0. 026	0. 025	0. 028	0. 027
ばいじん濃度	0. 20以下	g/m ³	結果	0. 005未満	0. 005未満	0. 005未満	0. 005未満	0. 005
窒素酸化物濃度	230以下	vol ppm	結果	62	66	59	61	63

※硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められたK値と測定された排出ガスの量を算定式に当てはめて算出する。（天草地域K値=17.5）

【検査項目等の説明】

- ・ 硫黄酸化物濃度：石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させるときに発生する。自然界においても火山ガスなどに含まれる。
- ・ ばいじん濃度：ダストと呼ばれる小さなチリで燃料等の焼却に伴い発生する。物の燃焼等に伴い発生する煤煙（ばいえん）のうち、いわゆる「すす」のこと。
- ・ 窒素酸化物濃度：Noxと呼ばれ、物質が燃焼するとき発生する。工場等からの煤煙（ばいえん）や、自動車排出ガスにも含まれている。

■危険物の規制に関する規則第六十二条の五の二第二項及び第六十二条の五の三第二項

【3】地下タンクの漏洩検査実施日及び漏洩の有無	検査年月日	H28. 2. 25	H28. 2. 25	H27. 2. 9	H27. 2. 9	H26. 2. 12	H26. 2. 12
	施設名	重油タンク	メタノールタンク	重油タンク	メタノールタンク	重油タンク	メタノールタンク
	漏洩の有無	無	無	無	無	無	無

牛深し尿処理場の維持管理に関する情報（3ヵ年分）

更新日 H29. 4. 14

【1】受け入れをした一般廃棄物の種類と数量

単位：KL

結果年月	H28. 4	H28. 5	H28. 6	H28. 7	H28. 8	H28. 9	H28. 10	H28. 11	H28. 12	H29. 1	H29. 2		累計
し尿	455	465	476	487	511	406	438	429	506	325	0		4,497
浄化槽汚泥	1,178	991	1,061	1,031	927	1,103	966	1,198	1,016	995	286		10,752

結果年月	H27. 4	H27. 5	H27. 6	H27. 7	H27. 8	H27. 9	H27. 10	H27. 11	H27. 12	H28. 1	H28. 2	H28. 3	累計
し尿	463	493	487	537	498	482	479	433	510	456	465	497	5,799
浄化槽汚泥	1,103	1,134	1,046	1,046	922	1,071	1,071	1,145	1,066	989	1,112	1,185	12,890

結果年月	H26. 4	H26. 5	H26. 6	H26. 7	H26. 8	H26. 9	H26. 10	H26. 11	H26. 12	H27. 1	H27. 2	H27. 3	累計
し尿	497	490	480	561	503	496	468	460	536	455	494	492	5,932
浄化槽汚泥	1,176	1,152	1,095	1,008	932	1,027	1,020	1,080	1,043	1,018	1,069	1,202	12,822

結果年月	H25. 4	H25. 5	H25. 6	H25. 7	H25. 8	H25. 9	H25. 10	H25. 11	H25. 12	H26. 1	H26. 2	H26. 3	累計
し尿	500	494	469	523	468	492	479	465	535	490	486	497	5,897
浄化槽汚泥	1,169	1,089	1,055	1,015	912	995	1,051	1,031	1,077	1,022	1,077	1,240	12,735

■大気汚染防止法施行規則第15条

【2】排ガス分析検査（年2回）		採取年月日	H28. 11. 18	H28. 5. 12	H27. 11. 19	H27. 5. 18	H26. 11. 20	H26. 5. 13	
検査項目	排出基準	結果年月日	H28. 12. 1	H28. 5. 26	H27. 12. 4	H27. 5. 22	H26. 12. 4	H26. 5. 22	
	単位	場所	焼却炉	焼却炉	焼却炉	焼却炉	焼却炉	焼却炉	
硫黄酸化物濃度	※	m ³ /h	※排出基準	12.57	12.29	12.01	11.74	12.66	12.66
			結果	0.05	0.45	0.25	0.19	0.27	0.35
ばいじん濃度	0.15以下	g/m ³	結果	0.05	0.02	0.02	0.03	0.01	0.08
窒素酸化物濃度	250以下	volppm	結果	100	63	25	58	41	39

※硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められたK値と測定された排出ガスの量を算定式に当てはめて算出する。（天草地域K値=17.5）

【検査項目等の説明】

- ・ 硫黄酸化物濃度：石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させるときに発生する。自然界においても火山ガスなどに含まれる。
- ・ ばいじん濃度：ダストと呼ばれる小さなチリで燃料等の焼却に伴い発生する。物の燃焼等に伴い発生する煤煙（ばいえん）のうち、いわゆる「すす」のこと。
- ・ 窒素酸化物濃度：Noxと呼ばれ、物質が燃焼するとき発生する。工場等からの煤煙（ばいえん）や、自動車排出ガスにも含まれている。

■ダイオキシン類対策特別措置法第二十八条一、第二十八条二、同法施行令第四条

【3】ダイオキシン類分析検査（年1回）		採取年月日	H28. 11. 2	H28. 1. 22	H27. 1. 23	
検査項目	排出基準		結果年月日	H28. 12. 19	H28. 3. 2	H27. 3. 2
	単位	場所	煙突	煙突	煙突	
排ガス中のダイオキシン類	5以下※	ng-TEQ/m ³ N	結果	0. 010	0. 035	0. 0038

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第一条の二 別表第一

検査項目	排出基準		採取年月日	H28. 11. 2	H28. 11. 2	H28. 1. 22	H28. 1. 22	H27. 1. 23	H27. 1. 23
			結果年月日	H28. 12. 19	H28. 12. 19	H28. 3. 2	H28. 3. 2	H27. 3. 2	H27. 3. 2
	単位	場所	焼却灰 【灰出しバンカー】	飛灰 【ローターサイクロン】	焼却灰 【灰出しバンカー】	飛灰 【ローターサイクロン】	焼却灰 【灰出しバンカー】	飛灰 【ローターサイクロン】	
焼却灰のダイオキシン類	3以下※	ng-TEQ/g	結果	0. 0021	0. 040	0. 0006	0. 037	0. 0034	0. 0034

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第七条の二

【検査項目等の説明】

- ・ダイオキシン類：塩素を含む物質の不完全燃焼などで生成される毒性の強い物質。山火事や火山活動による自然現象によっても発生する。